

「議会」の論点整理

1 「議会」について

論点1 「議会」の章を設けるか

	回答数
1 設ける	14
2 設けない	1

【概要】

- 「設ける」とした回答が多数です。
- 「設ける」とした理由・考え方の内容は、
 - ・議会も、町民や行政と同様に自治の担い手だから
 - ・自治基本条例の検討を始めた目的の一つが、現行条例(住み良いまち美瑛をみんなで作る条例)で規定されていない議会について規定することだったため
 - ・自治基本条例の基本規定だから
 などがあります。
- 「設けない」とした理由・考え方の内容は、
 - ・議会基本条例に係る検討の経過を踏まえて、自治基本条例において議会の章を設けるかどうか再考することが望ましい
 とあります。

【理由・考え方】

(1)「1 設ける」

- ①議会は自治の担い手だから。
- ②自治基本条例は強い広報性があるので規定した方が良いと思う。よって、あまり細かく具体的に規定せず、議会基本条例で定めたほうが良い良いと思います。
- ③町民、行政を設けるならば自治基本条例に規定外を作るべきではないと考察
- ④議会・議員・町民、共に美瑛町の自治に努めるべきではないか
- ⑤今回の自治基本条例の新設にあたり、「準」としないためにも設けるべき。
- ⑥町民・行政・議会が関わる条例であるので必要。
- ⑦町民と議会との関係性を改めて考え、意識する機会になる。町民が政治に関心を持つということは、まちづくりに関心を持つという(参加する)ことにつながる。
- ⑧細かな規定は議会基本条例を制定するのが良いと思いますが、章として必要だと考えます。
- ⑨自治基本条例が最高規範であるのであれば、議会の章を設けて規定していくことがいいのではないのでしょうか。議会運営は会議規則で網羅できるのであれば、主体である町民と議会、行政の関係性を自治基本条例により明確にした方がよいと思います。
- ⑩今回の条例制定に至った経緯の中で、現行条例で規定されていない議会を加え、町民・議会・行政それぞれの役割(責務)等を明文化することが目的の一つであったと思われるため。
- ⑪基本自治条例は町民、議会及び町についての条例なので議会の章はあるべきだと考えます。

(2)「2 設けない」

①現時点で「設けない」と回答したのは、論点 6 で記述していますが、『議会基本条例』についての検討を同時に進める必要があると考えているためです。住民・議会・行政が一体となって『議会基本条例』の検討が進められていくなかで、論点 1-2 以降の内容が『議会基本条例』に盛り込まれていくものと思われます。その議論の経過をふまえながら、『自治基本条例』に議会の章を設けるかどうか再考するのが良いのではないかと考えます。

2 「議会の責務(役割)」について

(議会の役割)

議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議の機会を拡充するよう努めなければなりません。

3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示するものとします。

(議会の権限)

議会は、美瑛町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

(議会の責務)

議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

* とりあえず仮置き

論点1-2 「議会の責務(役割)」を規定するか

	回答数
1 規定する	14
2 規定しない	0

【概要】

○全回答が、「設ける」と回答しています。

○「設ける」とした理由・考え方の内容は、

- ・(議会の責務(役割)について)議会会議規則に規定されていない
 - ・町民の章とバランスをとるために規定すべき
 - ・議会の活性化を目的として基本的な考えを再定義したい
 - ・「議会の責務」を明文化することで、議会とは何かということが町民にとって分かりやすくなる
 - ・町民・議会・行政の章で、共通した項目を規定する
- などがあります。

○また、条文の見出しについては、

- ・議会の役割と権限と責務に分けて整理した方がよい(八雲町を参考とする)
- ・民意を受けての議会で「役割」では軽い
- ・町民と同じ目線であることが適切と感じますので、町民の章と同じ「役割」とするといった意見がありました。

【理由・考え方】

(1)「1 設ける」

①議会の役割と権限と責務に分けて、条文ですっきりと整理した方がよいと思います

- 1 町民の信託をからくる役割→行政をけん制する
- 2 役割を果たすための機能と権限→立法の権限、意思決定の権限、監視の権限
- 3 責務→自治基本条例を守り、町民主体のまちづくりを拡充する

②選挙で選ばれた町民代表機関であると考えるので規定したほうが良いと思います。

③民意を受けての議会で役割りでは軽い

④二セコの6章 17条・18条

⑤議会会議規則に規定されてなく、かつ「町民の章」とのバランスを考慮すると設けるべき。

⑥議会の役割を明記している基本的事項なため、必要だと思います。また、役割か責務かは町民と同じ目線であることが適切と感じますので、町民の章と同じ「役割」

⑦議会の活性化を目的に基本的な考えを再定義したいと考えます。具体的な内容は、我々が自治基本条例を考えているように議会が主体的に検討し、議会によって条例改正案を提言することも出来ると考えました。

条文案「議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動しなければならない。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明するよう努めなければならない。」

⑧八雲町の29条から31条を参考に規定するのが良いと考えます。

⑨議会としての責務を明文化することで改めて議会とは何かということが町民にわかりやすくなるのではないのでしょうか。

議会は、選挙で選ばれ・・・(美幌町の条例)

⑩町民・議会・行政のそれぞれの章において共通した項目の規定は必要。

⑪美幌町をベースに

【ニセコ町自治基本条例】

(議会の役割)

第 17 条 議会は、町民の代表から構成される町的意思決定機関である。

2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。

(議会の責務)

第 18 条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。

2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。

3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

【八雲町自治基本条例】

(議会の役割)

第 29 条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議の機会を拡充するよう努めなければなりません。

3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示するものとします。

(議会の権限)

第 30 条 議会は、八雲町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

(議会の責務)

第 31 条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

【美幌町自治基本条例】

(議会の責務)

第 27 条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表者である議員により構成された議事機関として、行政運営を監視するとともに、条例の制定、改正又は廃止、予算の決定、決算の認定その他町政運営の基本的な事項を議決し、町的意思を決定します。

2 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、全町的視野に立ち、美幌町の将来に向けての展望を持って政策課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

3 議会は、町民と政策課題を共有するとともに、第 29 条第 1 項から第 4 項に規定する方法による町民参加によって議会運営を行います。

[第 29 条第 1 項] [第 4 項]

4 議会は、政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実を図らなければならない。

3 「議員の責務(役割)」について

(議員の責務)

議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければなりません。

2 議員は、町民から選ばれた公職者として、町民意思の的確な把握及び自己研鑽を図るとともに、公益のために行動しなければなりません。

3 議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

* とりあえず仮置き

論点1-3 「議員の責務(役割)」を規定するか

	回答数
1 規定する	13
2 規定しない	1

【概要】

○「規定する」とした回答が多数です。

○「規定する」とした理由・考え方の内容は、

- ・(議会の責務(役割))について)議会会議規則に規定されていない
 - ・「町民」の章とのバランスを考慮して設けるべき
 - ・「議会の責務」を明文化することで、議会とは何かということが町民にとって分かりやすくなる
 - ・議会の責務と議員の責務はセットで規定すべき
- などがあります。

○「規定しない」とした理由・考え方の内容は、

- ・議会内の議論も熟していないことから、自治基本条例の目的や意味するところを、町民も議会も共に理解した上で議員の規定を入れるか否か見直す方がよい

【理由・考え方】

(1)「1 規定する」

①議員の役割と責務に分けて、条文ですっきりしたほうがよいと思います。

1 役割→町民の代表

2 責務→自治基本条例を遵守し守り育てる

②町民の代表として職務の責任を明記したほうが良いと思います。

③同上(民意を受けての議会で役割りでは軽い)

④札幌市の第3章 第12条

⑤議会会議規則に規定されてなく、かつ「町民の章」とのバランスを考慮すると設けるべき。

⑥議会と同様に議員の役割を明文化するため必要。

⑦八雲町の32条を参考に規定するのが良いと思います。

- ⑧議会の責務と同じ理由(議会としての責務を明文化することで改めて議会とは何かということが町民にわかりやすくなるのではないのでしょうか。議会は、選挙で選ばれ…(美幌町の条例))
- ⑨議会の責務と議員の責務はセットで規定すべき。
- ⑩美幌町をベースに

(2)「2 規定しない」

- ①まだ議会内の議論も熟しておらず、町民の望む役割だけを押し付ける条例にしては「絵に描いた餅」になりかねない。この条例の目的や意味するところを町民も、議会も共に理解していった中で、改正の機会を設け、議員の規定を入れるか否かも含めて見直す方がよいと考えます。

【札幌市自治基本条例】

(議員の役割及び責務)

第 12 条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

- 2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

【八雲町自治基本条例】

(議員の責務)

第 32 条 議会の議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。

- 2 議会の議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めるものとします。
- 3 議会の議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めるものとします。
- 4 議会の議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めるものとします。
- 5 議会の議員は、八雲町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めるものとします。

【美幌町自治基本条例】

(議員の責務)

第 28 条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければなりません。

- 2 議員は、町民から選ばれた公職者として、町民意思の的確な把握及び自己研鑽を図るとともに、公益のために行動しなければなりません。
- 3 議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

4 その他の論点について

論点2 「町民参加」や「情報公開(共有)」を規定するか

	回答数
1 規定する	6
2 規定しない	8

【概要】

○「規定する」とした理由・考え方の内容は、

- ・本条例を遵守する責務があるから
 - ・基本的な姿勢として必要だから
- などがあります。

○「規定しない」とした理由・考え方の内容は

- ・議会基本条例において規定すべき
 - ・議会会議規則で規定できている
 - ・他の章で規定されている内容のため不要
 - ・議会規則等で規定している内容の一部分だけ自治基本条例でも規定することに違和感がある
 - ・他の章とのバランスを考慮すると不要
- などがあります。

【理由・考え方】

(1)「1 規定する」

- ①自治の担い手として議会が本条例を遵守する責務があります。よって、その基本原則の項目を規定すべきです。
- ②これからの時代には必要な項目
- ③基本的な姿勢として必要だと考えます。

(2)「2 規定しない」

- ①議会基本条例に規定
- ②他の条例であるのではないか
- ③「町民参加」については、参考人以外の参加の可能性がイメージできない(議会会議規則に規定あり)ため不要と考える。ただし「情報公開」については、インターネット中継を先進的に行っていることもあり、規定することにより美瑛の特色としてアピールできるかもしれない。
- ④他章と重複する内容と思うので不要。
- ⑤「議会の責務」の中で情報公開や、町民から意見を聞く条文を入れ条文をシンプルにしたい。
- ⑥他の章において規定されているため必要ないと思います。
- ⑦論点3以降(論点5まで)に共通しますが、地方自治法及び地方自治法に基づき規定している事項(会議規則等)により議会運営がなされている中で、その一部分を抽出する形で自治基本条例の中で規定することに違和感を感じます。また、他の章とのバランスも考慮すると議会の役割・責務、議員の責務の規定で良いのでは。

⑧別に章を設けているので不要と考えます。

論点3 「議会による政策立案(提言)」を規定するか

	回答数
1 規定する	5
2 規定しない	10

【概要】

- 「規定しない」とした回答が多数です。
- 「規定する」とした理由・考え方の内容は、
 - ・政策形成力を磨き、行政を牽制するためなどがあります。
- 「規定しない」とした理由・考え方の内容は、
 - ・議会基本条例において規定すべき
 - ・規定することにより分かりにくい条例になりかねない
 - ・議会での活発な議論及び行政運営の監視が重要であり、政策立案が議会の目的ではないためなどがあります。

【理由・考え方】

(1)「1 規定する」

- ①議会の政策能力が低く受動的であれば、行政に対して意思決定の権限や監視の権限を適切に行使できません。よって、町民の意見を集約して政策形成力を磨き、与えられた立法の権限の行使につなげてこそ、行政を牽制することができます。
- ②行政はしんどいかもしれないが民意の高まりがあれば必要と考える。
- ③議会基本条例はあるべきと考えます

(2)「2 規定しない」

- ①議会基本条例に規定
- ②議会規則での 請願＝立案 とは考えづらいですか？
- ③本条を規定することにより、わかりづらい条例にならないか懸念。
- ④論点1－3と同じ。更に、議会は町民の代表として議会での活発な議論を行い、行政運営の監視の役割を果たすことが重要であり、活発な議論や議会運営による結果として政策立案がなされていくことは望ましいものの、決して政策立案が議会の目的ではないと考えるため規定は必要ないと考えます。
- ⑤議員の責務(役割)に規定されていれば、議会による…としなくても良いのではないかと考えます。

論点4 「議会事務局」を規定するか

	回答数
1 規定する	3
2 規定しない	10

【概要】

- 「規定しない」とした回答が多数です。
- 「規定する」とした理由・考え方の内容は、
 - ・自治基本条例の要求を実践するために増えた議会事務局の仕事を規定するべきとあります。
- 「規定しない」とした理由・考え方の内容は、
 - ・議会基本条例に規定するべき
 - ・議員と議会事務局を同じ章(レベル)で規定することに違和感がある
 - ・美瑛町議会事務局設置条例があるので不要
 - ・自治基本条例で議会事務局まで規定する必要性を感じないなどがあります。

【理由・考え方】

(1)「1 規定する」

- ①自治基本条例の要求事項を実践するには、議会事務局の新しい仕事が増えます。町民と情報共有のための議会白書的なものの刊行、町民参加のための町民集会の運営、政策立案のための調査研究などが考えられます。

(2)「2 規定しない」

- ①議会基本条例に規定
- ②・議員と議会事務局を同じ章(レベル)で規定することに違和感がある。
 - ・必ず規定しなければならない程の事項が思い浮かばない。
- ③美瑛町議会事務局設置条例があるので不要
- ④美瑛町議会事務局設置条例があるので、規定しないを選択しました。
- ⑤議会事務局とは、議会活動が円滑、且つ効果的に行えるよう議会補佐する機関であり、議会と町民、議会と行政の関係性において議会の定義が定めれば事務局の定義は必要ないと考えます。
- ⑥議会基本条例に記載するのが良いと思います。
- ⑦議会事務局設置条例があるのでいいのではないのでは。また、規定する場合は「美瑛町議会事務局設置条例による」程度でよいのでは。
- ⑧議会の章の中で議会事務局まで条例で規定する必要性は感じない。
- ⑨美瑛町議会事務局設置条例による。

論点5 その他の具体的な規定を設けるか

	回答数
1 設ける	2
2 設けない	8

【概要】

- 「設けない」とした回答が多数です。
- 「設ける」とした理由・考え方の内容は、
 - ・一問一答方式について規定する
 - ・議会会議規則への委任について規定するなどがあります。
- 「設けない」とした理由・考え方の内容は、
 - ・議会基本条例に規定するべき
 - ・自治基本条例では具体的な項目まで組み込まない方がよいなどがあります。

【理由・考え方】

(1)「1 設ける」

①<一問一答方式>。

情報共有、町民参加、説明責任・・・条文に書いたこれらの原点はただひとつ、町民に判りやすい議会質問ではないでしょうか？町政に関心を持ち、将来の担い手が育つかぎにもなるし、ボトルネックにもなるポイントです。いまは議員と町長が原稿を見ながら長文のやり取りをしていますが、傍聴や視聴の町民は資料もなく、論点を把握することはとても難しい状況です。一問一答にすれば、状況が劇的に改善すると考えます。

②議会会議規則への委任規定

(2)「2 設けない」

①議会基本条例に規定

②議会基本条例に記載するのが良いと思います。

③条例の中に具体的な項目まで組み込まない方がよい。会議規則の改正で対応可能。

論点6 「議会基本条例」についての検討が必要か

	回答数
1 必要がある	9
2 必要はない	1
3 その他	6

【概要】

○「必要がある」とした理由・考え方の内容は、

- ・議会基本条例を設けることで、行政に対するけん制の力が強まる
- ・議会と住民との関係強化や、政策形成機能の強化のためには制定すべき
- ・議会会議規則とは別に、美瑛町における議会とは、について明文化する必要があるなどがあります。

○「その他」とした理由・考え方の内容は

- ・議会において議論、検討すべき
- ・まちづくり委員会から要望する

などがあります。

- ・「必要がある」とした理由・考え方の中でも、「その他」の理由・考え方同様に議会で議論すべきといった意見が複数ありました。

【理由・考え方】

(1)「1 必要がある」

- ①当然必要です。なぜなら議会が町政の意思決定と行政の監視を行うには、少なくとも行政と互角の実力が要ります。行政が自治基本条例でより高いレベルを目指すとき、議会も同じ方向に行かなければけん制の力が弱まるでしょう。数条の自治規定と、会議規則の変更で十分な変化が起きるでしょうか？そういった暫定対応で、市町村の政策競争で生き残れるでしょうか？令和4年に議会の大きな転換があったと、町史にこる大局の判断を議会に期待します。
- ②議会で議論を。
- ③議会、議員の総意をもって進めるべき案件
- ④議会で議論は当然するべきと思います
- ⑤議会基本条例は、「議会の組織及び運営の方針と基本的ルールを定める条例」と言われています。美瑛町議会では、議会基本条例は定められていませんが、会議をインターネットで中継したり、一般質問での一問一答方式を採用するなどの議会改革が進められてきたと認識しています。今後さらに議会と住民との関係を強化したり、政策形成機能を強化するためには『議会基本条例』を制定することが望ましく、住民・議会・行政が一体となって検討することが必要ではないかと考えます。
- ⑥制定ありきの検討ではなく、今、必要かどうかを議論することはすべきだと思います。自治基本条例策定部会での実感として、検討を重ねることによってまちづくりを考える機会になりました。それを町民に広め、共有する次のステップがありますが、議会も同様に必要かどうか考えることで、議会運営に対する考え方が整理されていくように感じます。
- ⑦自治基本条例の議会規定はできるだけ必要最低限とし、議会基本条例を策定するのが良いと考えます。
- ⑧議会運営に関しては、会議規則で運営ができていいる以上必要ないと思いますが、議会基本条例におい

て美瑛町においての議会はこう言うものであるといったようなことを明文化していくことも必要になってくるのではないかと思います。

(2)「3 その他」

- ①議会での検討を、議会規則だけでは、
- ②議会会議規則を必要に応じて改正することで対応できると考えるが、議会において必要であると判断するのであれば、その考えを尊重すべき。
- ③議会での検討が必要と考える。
- ④議会での議論、まちづくり委員会からの要望等による
- ⑤検討については、まずは議会で議論すべき課題であり、本条例の制定とは分けて考える課題。自治基本条例の中にどのような形で議会を規定するか(又はしないか)が先。
- ⑥議会に一任した方が良いと考えます。

その他

- ①仮置き案の全般について、条文の規定がどんな新しいまちづくりの動きにつながるか、いまのところ見えません。町民参加の章があるから町民参加が増えて自治の担い手が育成できるとか、協働・コミュニティの章があるから町内会など地縁組織の改革と地域課題の解決力が図れる、といった肝心のところが見えませんが、全体的見直し作業が、抽象的な条文の見直しに終始することなく、条例によってまちづくりの具体の何が変わるか、変えられるように条文を変更する、などの思考の時間が絶対に必要だと思えます。
- ②今回から4名の議員が参加して頂きました。メンバーは議員の一部に過ぎませんので、全体の声は反映できないと思います。2元代表制の観点から妥当でないと思いますので、議会で是非とも検討していただきたいと思えます。

具体的な規定案、

1. 議会 住民の選挙によって選ばれた議員からなる。
2. 議会の役割 議会は、意思決定の決議機関として、政策を立案、提言し、町政運営の監視をする役割を果たします。
3. 議員は町民のために公正かつ誠実に議員活動を行い、自己の能力を高める努力をします。
- ③将来に向けての議会、議員の条例を強く望むが、議会・議員の考え(総意)が見えていないので考察が必要と考える。先行条例では八雲町の条文
- ④・議員活動の町民への報告義務
 - ・議会・議員の自由討議もあれば、町民も関心を強く持つのではないか
- ⑤・町民をとりまく環境は常に変化しています。町民の代表として現状に沿っているかどうかなど、常に議論と検討は必至と思えます。
 - ・どの分部で発言して良いのか分かりませんが、「パートナーシップ制度」の導入を提案します

【理由・考え方】

美瑛町は、あらゆる思考の人々を受け入れる町、誰もが住みやすい町であることが示され、この制度を策定することで共生の町であることを示唆すると考えます。また、人口増にも繋がると考えます。

- ⑥美幌町の議会に関する条文が、良いと考えます。議会に関する条例については、一町民としての希望です。町民の代表である議員の方達で、議論して決めていただくことが望ましいと考えます。
- ⑦議会の章は、シンプルに作成するのが町民にとって分かり易いものになると感じます。また、美瑛町議会会議規則もありますので、本条例で細かく規定を設ける必要性がないと思えます。

⑧自治基本条例では、議会と町民や行政の関わりに重点をおいて規定していくほうがよいと思います。議会として何かをする(例えば美幌町のように議会報告会を年1回・・・)ことを規定してしまえば、町民ニーズに反して行わなければならないので規定すべきではないと思います。議会として何かをしていくという規定は議会が主体となって決めていくべきかと思います。

⑨基本的な考えは、登別市や音更町等で規定してるスタイルが良いと思います(議会の役割・責務、議員の責務を規定)。議会(議会議員)にもっとこうしてほしいといった思いはあると思いますが、自治基本条例の建付けとしては、あくまでまちづくりにおける三者(町民・議会・行政)の関係性が主であると思います。